

土総第518号
平成29年10月23日

総務部営繕課長様
防災部消防総務課長様
隠岐支庁農林局長様
隠岐支庁水産局長様
隠岐支庁県土整備局長様
農林水産部各課長様
各農林振興センター所長様
各水産事務所長様
土木部各課長様
各県土整備事務所長様
浜田河川総合開発事務所長様
浜田港湾振興センター長様
出雲空港管理事務所長様
宍道湖流域下水道管理事務所長様

土木部長
(土木総務課建設産業対策室)

現場代理人の現場常駐義務の緩和について（通知）

現場代理人の現場常駐義務の緩和については、平成27年3月20日付け土総第1038号により通知しているところですが、平成28年6月1日に建設業法施行令の一部を改正する政令が施行され技術者の専任要件が緩和されたことに伴い、緩和要件を改正することとしましたので、下記により適切な運用をお願いします。

なお、本通知により平成27年3月20日付け土総第1038号は廃止します。

記

1. 緩和する措置の内容

次の要件を全て満たし、発注者が工事現場の運営取締り等に支障がないと認めた場合、一の現場代理人が2件の建設工事を兼務することができるものとする。

- (1) 兼務する建設工事の契約金額が共に3,500万円未満（建築一式工事にあつては7,000万円未満）であること。
- (2) 兼務する建設工事は島根県の同一機関が発注又は監督する工事に限るものとし、かつ工事現場間の移動距離が10km程度までであること。
- (3) 発注者又は監督員と常時携帯電話で連絡が取れる状況にあり、発注者等が求めた場合は、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。

2. 兼務の承認手続き

現場代理人の兼務を承認するまでの流れは以下のとおり。

- (1) 発注者は入札公告又は指名通知の際、設計図書に別記「現場代理人の兼務に係る特記仕様書」

を添付してPPIに掲載する。

- (2) 発注者は様式1による受注者の申請に基づき、当該申請に係る各工事現場の契約金額、移動距離、施工形態等を総合的に勘案して、現場代理人の兼務について承認の適否を決定するものとする。
- (3) 発注者は現場代理人の兼務について承認する場合には様式2により、また承認しない場合には様式3により、速やかに受注者に通知するものとする。

3. 緩和措置の適用に当たっての留意事項等

緩和措置の適用に当たっては以下の点に留意することとする。

- (1) 兼務の承認に当たっては事前に関係者間で協議・調整を行い、確認事項を書面で残しておくこと。
- (2) 工事現場の運営、取締り等に支障をきたした場合又はその他発注者が必要と認める場合には兼務を取り消す場合があることを、事前に業者に伝えること。
- (3) 道路維持管理一括業務等の建設業者に対して発注する委託については、以下の要件を満たすと発注者が判断する場合に限り、建設工事の現場代理人が道路維持管理一括業務等の現場責任者と合わせて2件まで兼務することができるものとする。
 - ①建設工事の契約金額が3,500万円未満（建築一式工事にあつては7,000万円未満）で、兼務する道路維持管理一括業務等の当初契約金額が3,500万円未満であること。
 - ②兼務する建設工事と道路維持管理一括業務等は島根県の同一機関が発注又は監督するものに限り、かつ工事現場が道路維持管理一括業務等の委託範囲内であること。
 - ③発注者又は監督員と常時携帯電話で連絡が取れる状況にあり、発注者等が求めた場合は、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。

4. 適用日

平成29年11月1日以降に入札公告又は指名通知する工事から適用する。

なお、11月1日以前に契約した工事については、発注者の判断とする。

現場代理人の兼務に関する特記仕様書

(適用)

第1条 この特記仕様書は、島根県が平成29年11月1日以降に入札公告及び指名通知する工事に適用する。

(現場代理人の兼務の申請)

第2条 受注者は、次の要件を全て満たす建設工事で、同一の現場代理人が工事現場の運営・取締りをする上で支障がない場合は、様式1により現場代理人の兼務を発注者に申請することができる。

(1) 兼務する建設工事の契約金額が共に3,500万円未満(建築一式工事にあつては7,000万円未満)であること。

(2) 兼務する建設工事は島根県の同一機関が発注又は監督する工事に限るものとし、かつ工事現場間の移動距離が10km程度までであること。

(3) 発注者又は監督員と常時携帯電話で連絡が取れる状況にあり、発注者等が求めた場合は、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。

2 受注者は、次の要件を満たす場合は、本件工事の現場代理人と道路維持管理一括業務等の現場責任者との兼務を発注者に申請することができる。

(1) 建設工事の契約金額が3,500万円未満(建築一式工事にあつては7,000万円未満)で、兼務する道路維持管理一括業務等の当初契約金額が3,500万円未満であること。

(2) 兼務する建設工事と道路維持管理一括業務等は島根県の同一機関が発注又は監督するものに限り、かつ工事現場が道路維持管理一括業務等の委託範囲内であること。

(3) 発注者又は監督員と常時携帯電話で連絡が取れる状況にあり、発注者等が求めた場合は、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。

(兼務できる工事の数)

第3条 一の現場代理人が管理できる建設工事の数は、2件(道路維持管理一括業務等の現場責任者との兼務についても、建設工事と合わせて2件)までとする。

(現場代理人の兼務に係る承認)

第4条 発注者は、受注者の申請に基づき、当該申請に係る各工事現場の契約金額、移動距離、施工形態等を総合的に勘案して、現場代理人の兼務について承認の適否を決定する。

(承認・非承認の通知)

第5条 発注者は現場代理人の兼務について承認する場合には様式2により、また承認

しない場合は様式3により、速やかに受注者に通知するものとする。

(工事成績評定点への反映等)

第6条 兼務を承認した工事において、工事現場の運営、取締り等に支障をきたした場
合、不良（粗雑）な工事となった場合などは、工事成績評定点への反映を行うとともに、
指名停止措置等の対象となる場合がある。

【様式1-他工事の現場代理人との兼務を申請する場合】

平成 年 月 日

島根県〇〇県土整備事務所長 様

所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

現場代理人の兼務について（申請）

この度落札した「〇〇工事（今回申請する工事名）」について、下記のとおり現場代理人の他工事との兼務について申請します。

記

1. 兼務予定工事の状況

発注者	
工事名	
請負金額	円
工期	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで
兼務予定期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで
工事場所	
工事種別	
現場代理人	氏名
工事位置図	別添のとおり。自動車で行ける経路による移動距離を明記すること。

※請負金額欄には、公告中の案件の場合は予定価格（消費税を含む）を記入すること。

2. 工事現場を離れる際の連絡体制

別紙のとおり。 ※連絡体制図等を添付すること。

本協議の申し出にあたり、以下のことを確約します。

- 1) 工事現場を離れる際は、常時連絡が取れる体制を確保するとともに、工事現場の運営、取締り等に十分に配慮します。
- 2) 工事現場を離れた際に、発注者又は監督員から求められた場合には、速やかに工事現場に向かいます。
- 3) 他の工事との兼務が解消された場合は、速やかに報告します。

【様式1-道路維持管理一括業務等の現場責任者との兼務申請をする場合】

平成 年 月 日

島根県〇〇県土整備事務所長 様

所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

現場代理人の兼務について（申請）

この度落札した「〇〇工事（今回申請する工事名）」について、下記のとおり現場代理人の道路維持管理一括業務等の現場責任者との兼務について申請します。

記

1. 兼務予定業務の状況

発注者	
委託業務名	
当初契約額 （税込）	円
委託期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで
兼務予定期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで
実施場所	
現場責任者	氏名
委託範囲が わかる 図面	別添のとおり。

※当初契約額欄は、発注中の案件の場合は空欄とすること。

2. 工事現場を離れる際の連絡体制

別紙のとおり。 ※連絡体制図等を添付すること。

本協議の申し出にあたり、以下のことを確約します。

- 1) 工事現場を離れる際は、常時連絡が取れる体制を確保するとともに、工事現場の運営、取締り等に十分に配慮します。
- 2) 工事現場を離れた際に、発注者又は監督員から求められた場合には、速やかに工事現場に向かいます。
- 3) 他の工事との兼務が解消された場合は、速やかに報告します。

平成 年 月 日

様

島根県〇〇県土整備事務所長

現場代理人の兼務について（回答）

平成 年 月 日付けで申請のあった、「〇〇工事（今回申請のあった工事名）」に係る現場代理人の他工事との兼務については、下記の条件を付したうえで認めます。

記

1. 工事現場を離れる際には、常時連絡が取れる体制を確保するとともに、安全管理及び工程管理等の工事現場の運営、取締り等に十分に配慮すること。
2. 工事現場を離れた際に、発注者又は監督員から求められた場合には、速やかに工事現場に向かうこと。
3. 他の工事との兼務が解消された場合は、速やかに報告すること。
4. 工事現場の運営、取締り等に支障をきたした場合、その他発注者が必要と認めるときには兼務を取り消す場合がある。

平成 年 月 日

様

島根県〇〇県土整備事務所長

現場代理人の兼務について（回答）

平成 年 月 日付けで申請のあった「〇〇工事（今回申請のあった工事名）」に係る現場代理人の他工事との兼務については、下記の理由により認めないものとします。

記

※1) 不承認とした理由を具体的に記載すること。